政令第二百二十五号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年十月一日とする。

内閣総理大臣　麻生　太郎

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百二十六号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十条第一項ただし書、第百条の二第一項本文及び第四号、第百二条の二並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表中「法定横断等禁止違反」の下に「、高速自動車国道等車間距離不保持」を加える。

別表第二の備考の一の2及び3中「113から122まで」を「114から123まで」に改め、同表の備考の二の2中「124」を「125」に改め、同表の備考の二の9中「42」を「43」に、「44から58まで又は60から112まで」を「45から59まで又は61から113まで」に改め、同表の備考の二中122から125までを123から126までとし、同表の備考の二の121中「115、117及び119」を「116、118及び120」に改め、同表の備考の二中121を122とし、116から120までを117から121までとし、同表の備考の二の115中「117及び119」を「118及び120」に改め、同表の備考の二中115を116とし、101から114までを102から115までとし、同表の備考の二の100中「51」を「52」に改め、同表の備考の二中100を101とし、95から99までを96から100までとし、同表の備考の二の94中「46」を「47」に改め、同表の備考の二中94を95とし、89から93までを90から94までとし、同表の備考の二の88中「44」を「45」に改め、同表の備考の二中88を89とし、80から87までを81から88までとし、同表の備考の二の79中「42」を「43」に、「43」を「44」に改め、同表の備考の二中79を80とし、70から78までを71から79までとし、同表の備考の二の69中「行為」の下に「（33に規定する行為を除く。）」を加え、同表の備考の二中69を70とし、33から68までを34から69までとし、32の次に次のように加える。

33　「高速自動車国道等車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（高速自動車国道等におけるものに限る。）をいう。

別表第六の十二の項中「通行区分違反」の下に「、高速自動車国道等車間距離不保持」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　麻生　太郎

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百二十七号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年十月八日とする。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
法務大臣　森　英介
財務大臣　与謝野　馨
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博

商品取引所法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百二十八号

商品取引所法施行令の一部を改正する政令

内閣は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百三十二条第一項第三号、第三百四十二条第一項第三号及び第三百四十九条の二第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第二条を第三条とし、第一条の二を第二条とする。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条の二を第五条とする。

第八条第三号中「金融商品取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）」を加える。

第十四条第三号中「商品投資に係る事業の規制に関する法律」の下に「（平成三年法律第六十六号）」を加える。